

2020年9月20日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 少額訴訟について
- 会社法改正
役員賠償責任に関連して

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 78



エバー総合法律事務所

少額訴訟について

裁判と聞くと時間やお金がかかるというイメージをお持ちの方が多いと思います。実際にそのような場合もありますが、中には簡単な手続として利用できる場合があります。その中の一つに少額訴訟という制度があります。これは、例えば賃料の請求であったり、あるいは貸金請求であったり、事案が複雑ではない請求の場合に利用できる方法です。この訴訟制度について今回ご紹介します。

1 特徴

この訴訟制度の特徴は3点にまとめることができます。

① 60万円以内の金銭を請求するものであること

貸金や、賃料請求など金銭的な請求で、60万円以内である場合にこの訴訟を利用できます。不動産の明渡を求めることはできないので、これを求める場合には通常訴訟で行う必要があります。また、例えば200万円の請求権がある場合に、その一部である60万円だけ求めるという方法は可能です。ただ、少額訴訟は年間10回までという回数制限があるので、分割する場合もその回数の範囲内で行う必要があります。

② 原則1回審理であること

少額訴訟は簡単な審理によってなるべく早く解決することを目的としています。ですから、訴訟の審理は原則1回のみとされています。そのために、訴訟を求める原告側は、1回で取り調べが可能ないように必要な証拠はすべて事前に提出し、審理当日は、裁判所が証拠を調べ、当事者の話を聞いて直ちに判決を出せるように準備をする必要があります。証人の話を聞いてもらいたい場合には審理当日に連れてくる必要があります。

③ 複雑ではないこと

上記のとおり、基本的に1回審理で判決が出せるような事案であることが必要なので、複雑な事案ではないことが必要です。裁判は、当事者の争いですので、通常求める側（「原告」）にも求められる側（「被告」）にも言い分や証拠があり、通常の裁判ではその遣り取りや整理のために時間がかかることとなります。求める金額が少額でも被告側の言い分があり、紛争の背景事情や関連事情

があることがあります。これらの事情が、請求内容に深くかかわっており、その事情によっては請求内容に影響が出る場合には、少額訴訟は向かないといえます。単純な賃料未払いであったり、欠陥のないものの売買代金請求であるなど、求められる側にあまり言い分のないケースが適しています。

2 具体的な手続について

(1) まず、裁判所に訴状を提出する必要があります。これは裁判所のホームページでも訴状の書式を掲載していますので、法律の専門知識がなくとも可能です。裁判所の書式には予め記載されていますが、もし裁判所の書式を用いない場合には、必ず少額訴訟であることと、提出するのが年内で何回目の少額訴訟にあたるか回数を記載する必要があります。また所定の収入印紙や郵便切手を事前に納める必要があります。

なお、被告が希望する場合や行方不明の場合、裁判所が少額訴訟で審理することが相当でないと思えた場合には、通常の簡易裁判所の民事訴訟手続に移行します。

(2) 審理当日

審理当日は、上記のとおり、提出する書証（なるべく原本）を持参し、証人を申請する場合は同行します。もし代理人によって行っている場合には請求者本人も臨んだ方がよいでしょう。当事者本人の話を聞くことも重要な証拠の一つです。

(3) 判決

判決については、通常訴訟の場合と少し異なります。判決が出ると2週間以内に、判決内容に不服がある方は異議申立てができます。すると通常訴訟手続になります。

3 少額訴訟として適切かどうかについては弁護士などにご相談されて見極めをされることをお勧めします。お悩みの方はご相談ください。



会社法改正 役員賠償責任に関連して

1 会社役員の賠償責任に関しては、Vol.44においてご紹介しましたが（バックナンバーはホームページに掲載しています）、取締役などの会社役員は、会社に対して一般的義務としての善管注意義務や忠実義務を、そのほかにも競業避止義務や利益相反取引回避義務などを負っており、これらに違反した場合には会社に対し賠償責任を負うこととなります。これは株主からの代表訴訟による責任追及の場合も同様です。また、会社外の第三者からの賠償請求を求められる場合もあります。

このようなリスクのために、役員の職務執行について萎縮することがあっては困りますし、適切な業務運営に支障を生じますので、何らかの措置を講じる必要があります。

このために、株主総会による責任の一部免除、定款の定めによる取締役会決議による免除、責任限定契約などの会社法上の措置があります（Vol.44参照）。そのほかにも、会社による補償の方法や、いわゆるD&O保険と呼ばれる役員責任賠償保険もあります。

もっとも補償の場合や、保険で保険料を会社が負担する場合も、会社の利益と相反するのではないか（利益相反）という懸念がありました。

今般、この点の疑問を解消するために会社法の改正が行われ、令和元年12月4日に成立・同月11日に公布に至りました（7月末日時点で施行日未定）。今回はこの点についてご紹介します。

2 会社補償に関して

改正法では、補償契約について、役員等に対して費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約とし、その補償する対象内容について以下のとおりとしました。

- ① 当該役員等が、職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
- ② 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次の損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生じる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間には和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

①については、弁護士費用などが補償対象として認められます。ただし、この点については通常要する費用の額を超える部分は補償できないとされています。また、訴訟の結果、当該役員等が自己もしくは第三者の不正な利益を図ったり、会社に損害を与える目的があったと認められた場合には、会社は補償した金額の返還を求めることができます。

②については、第三者に対する賠償や和解に基づく金銭支払による損失について補償対象としています。

その際、職務の執行に悪意又は重大な過失がある場合や、次に述べる役員等賠償責任保険契約がある場合には補償できないとされています。

また、①と②の補償契約については、株主総会（取締役会設置会社にあつては取締役会）の承認決議が必要です。

3 役員等賠償責任保険契約について

改正法では、株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、保険者が填補することを約するものを役員等賠償責任保険契約と定めました。この保険契約についても株主総会（取締役会設置会社にあつては取締役会）の承認決議が必要です。

4 上記の補償契約も保険契約も、今回の改正法では明確に利益相反にはあたらないとされましたので、これからは懸念なく役員等の適正な業務執行を支えていくことができるものと思われます。疑問やお悩みの際にはご相談ください。

無料相談会
のご案内

2020年9月23日水曜日、9月29日火曜日、10月7日水曜日、10月14日水曜日のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

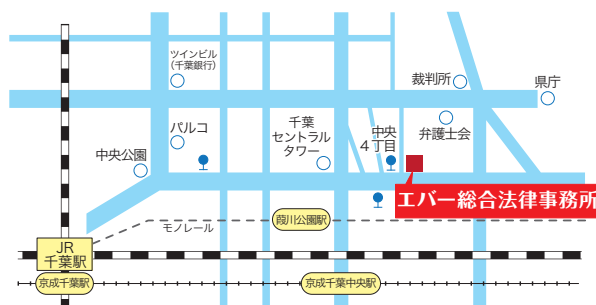
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。